

新宮市産業振興促進計画

令和2年2月27日作成

和歌山県新宮市

1. 計画策定の趣旨

新宮市は、和歌山県、三重県及び奈良県の県境が接する紀伊半島の南部地域に位置し、熊野川の下・中流域に立地しています。東側には、三重県熊野市、紀宝町と、北側は、奈良県十津川村と、西側は和歌山県田辺市、那智勝浦町、古座川町とそれぞれ接しており、南側には雄大な太平洋が広がり、熊野灘を臨んでいます。

市域面積は、255.23k㎡（和歌山県全体の4.3%）で、その約90%を山林が占めています。

また、市の人口は、平成27年の国勢調査では29,331人で、平成22年に比べ2,167人減少しています。なお、年齢階層別人口構成比の推移をみると、平成27年の65歳以上の割合は35.1%となっており、その割合は年々増加しています。一方、15歳未満、15歳以上65歳未満（生産年齢人口）の割合は年々減少傾向にあることから、人口減少の原因として、若年層を中心とした人口の流出が大きな要因といえます。

産業的には、熊野材の生産地、製紙業や製材業で繁栄した歴史を持ち、今日まで熊野地方の行政、経済、文化、教育の中心都市として発展してきましたが、近年は、外国産木材の輸入自由化など経済の国際化に伴って、次第に衰退しています。

産業別の就業者数の構成比をみると、第3次産業が最も多く、その割合は年々増加し、平成27年には8割を超えています。一方、第1次産業、第2次産業はともに減少が続いています。また、地域においては、景気回復といえる状況ではなく、厳しい経済情勢にあります。

このため、平成27年において、本市の産業の現状把握と課題を示し、その課題解決に向け「新宮市総合計画」の基本理念やめざすべき都市像に即しつつ、内外環境の変化に積極的に対応して、市が目標とする産業振興の方向性や産業振興に必要な取組みを示し、もってまちづくりを支える地域経済の活力再生と雇用の場を創出し若年層の定住を図ることを目的として平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興計画を策定したところ、同計画の期限が到来することに伴い、新たに計画を策定するものです。

2. 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 27 年に認定された新宮市産業振興促進計画（平成 27 年度～令和元年度。以下、「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していました。

【産業振興を推進しようとする取組】

<新宮市>

- 租税特別措置の活用の促進
- 企業誘致の推進
- 農林漁業の基盤整備及び支援
- 商工業の育成及び強化
- 観光振興と旅客誘致

<和歌山県>

- 租税特別措置の活用の促進
- 企業立地促進の活用の促進
- 設備投資・雇用促進、産業育成の補助金等

<関係機関>

- 商工会議所による人材育成支援及び商工振興
- 観光協会によるプロモーション活動
- 農業協同組合による地場産品 PR

<関係機関が連携して取り組む事項>

- 推進体制の構築
- 経営力の強化
- 人材の確保
- 地域産品のブランド化
- 地産地消の推進
- 観光機能の強化

【目標】

業種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
旅館業	3	15
農林水産物等販売業	3	12
製造業	4	77
情報サービス業等	3	18

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、令和元年度末時点で次のような達成状況となりました。

【達成状況】

業種	設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
製造業	0	0
情報サービス業等	0	0

【成果及び課題】

- ・立地条件等により誘致の見込みがなかった。
- ・事業者の高齢化、後継者不足のため、経営が厳しく新規の設備投資が難しい状況にあった。
- ・税制の周知が不足し、地域の事業者による活用に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iv) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化及び歴史文化を活かした観光振興
- (v) 地域事業者の経営改善
- (vi) 後継者及び労働者の確保

2. 計画の区域

本計画の対象となる地域は、新宮市全域とします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

(1) 新宮市の産業の現状及び課題

新宮市は、明治以降は、熊野材の生産地、製紙業や製材業で繁栄した歴史を持ち、今日まで熊野地方の行政、経済、文化、教育の中心都市として発展してきましたが、産業については、外国産木材の輸入自由化など経済の国際化に伴って、次第に衰退しています。

また、圏域の中心として、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業といった第3次産業が約8割を占めるに至っていますが、その第3次産業についても、民間企業の縮小や撤退によって総数が減少傾向にあり、中心市街地にあっても商店街の空店舗の増加などが問題となっています。

インフラ基盤についてみると、広域幹線道路網は、東西交通軸として、大阪都市圏、名古屋都市圏とを結ぶ国道42号、田辺市本宮町から内陸部を東西に横切る国道311号の2路線、南北交通軸として、京阪神都市圏とを結ぶ国道168号、169号の2路線があります。

その他の広域交通網としては、道路とともに陸上交通の核となるJR紀勢本線、海上輸送の拠点となる紀伊半島南部で唯一の外貿港湾の新宮港、航空輸送の拠点となる紀南ヘリポートにより形成され、陸・海・空の結節拠点となっています。

また、産業振興にとって重要となる高速道路ネットワークにあっては、平成31年度において、「新宮道路」及び「紀宝熊野道路」が新規事業化され、紀伊半島を一周する高速道路が現実のものとなりましたが、未だ整備途上であるため、現状では都市圏とのアクセス性に劣り、企業誘致や観光客の誘客等に向けて、大きな課題となっています。

■農林漁業・農林水産物等販売業の現状及び課題

平成27年農林業センサスによれば本市の農家戸数は178戸で、農業従事者の高齢化と後継者不足により、対平成22年比32%の減少となっています。また、国内農産物の価格低迷や消費者ニーズの変化、地域間競争の激化等、状況はますます厳しくなっています。さらに、有害鳥獣による農作物の被害が発生しており、年々、深刻さを増しています。

林業においては、木材需要の不振や山間地域の過疎化、林業従事者の後継者不足など林業経営の環境は極めて厳しいものがあります。

また、漁業においては、新宮市は太平洋に面し沿岸海域の水産資源が豊富で、特にカツオ、イセエビ、あわび等を対象とした一本釣り・刺し網漁業等の沿岸漁業が盛んであり地域経済を支えています。しかし、近年の水産業を取り巻く環境や条件は悪化をたどる傾向にあり、当地域でも水揚げの減少・漁価の低迷など水産業発展に苦慮することとなっており、加えて就業者の高齢化、後継者不足等の状況が見られ漁船隻数、経営体数、漁獲量は減少傾向にあります。(2018年漁業センサスより、経営体数は平成25年と平成30年を比べ19.5%減少している。)

農業、林業、漁業のいずれの業種においても、まず、担い手の育成や法人化等による経営基盤の強化を促進、生産技術の向上を図ることが課題です。また、国内農産物の価格低迷や消費者ニーズの変化、地域間競争の激化等を踏まえ、農林水産物のブランド化や農業と観光が連携した体験観光の促進等を行い、農業経営の安定化を図ることが課題となっています。

また、農林水産物等販売業については、消費者ニーズに対応し、域外の購買力を取り込むため、魅力ある商品の開発等を進めるとともに、設備投資等を行い必要な施設整備を進められるかが課題となっています。

■商工業の現状及び課題

商業においては、商業統計調査によると、当市の商業事業所数は平成11年をピークに減少に転じ、平成26年では616事業所となっています。また、年間販売額も事業所数と同様、平成11年以降は減少傾向にあり、平成26年では92,328百万円となっています。郊外型大型店舗の進出に加え、市民病

院の郊外移転、ライフスタイルの多様化、インターネット販売の一般普及化等、消費環境は大きく変化しており、市内の地元小売店の活用が少なくなっています。

また、地域の人口減も進む中、観光振興等により交流人口や関係人口の拡大を図る必要があります。

さらに、農業や漁業、観光業等の産業間の連携を強化しながら、特産品の開発や販売、販路拡張を推進する仕組みづくりが課題となっています。

工業においては、平成 29 年工業統計調査によると、当市の製造業事業所数は平成 13 年をピークに年々減少し、平成 29 年では 30 事業所となっています。また、製造品出荷額等は、年によりばらつきがあるものの、全体的には減少傾向にあり、平成 29 年では 7,177 百万円となっています。

本市では、紀南地方の物流拠点でもある新宮港に工業用地（第 2 期）を造成し、製造業などの企業誘致に努めていますが、地理的条件などから、厳しい状況にあります。

現在、新宮港及びその周辺において地域資源を活用した木質バイオマス発電所の建設が進められている状況が見られております。

引き続き、地域の雇用創出に向けて、このエリアへの企業集積を進める必要があります。

■宿泊業・観光関連産業の現状及び課題

平成 30 年の観光客入込数は延べ 1,352 千人で、このうち宿泊客数は 141 千人となっており、特に近年、外国人観光客を中心に宿泊客が増加しています。

当市を中心とする熊野地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとした多数の歴史的な文化資源や海洋、森林等の豊かな自然環境を有する等、自然と文化とが融合した全国でも貴重な地域です。

しかしながら、当市は通過型の観光地となっており、市内における滞在時間が短いため、観光客数に見合った地域への経済波及効果があまり表れていない状況にあります。熊野古道をはじめとする世界遺産の活用はもとより、市街地に点在する文化・歴史資源を歩く「まちなか観光」の推進をいかに図り、市内消費の拡大につなげていくかが課題となっています。

このため、当市特有の歴史・文化・自然・食を活かしたまちなか誘導施策を展開・PRし、観光における「熊野の観光の要衝」となる施策を推進しています。

■情報通信・情報サービス業等の現状及び課題

情報サービス業のほか、インターネット附随サービス業、コールセンターに係る事業とする本業種は、地理的条件不利性に比較的影響を受けない上、地域において一定数の雇用確保にも繋がる業種であると考えられます。平成 28 年経済センサスによると、事業所数は、18 となっており、そう多くはないものの、当市においても今後の立地促進すべき業種の一つであると考えられます。

5. 計画区域において振興すべき業種

本計画における産業振興の対象業種を、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等とします。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等の役割分担及び連携

(1) 新宮市の取組

○租税特別措置の活用の促進

工業用機械等の取得等にかかる特別償却制度等の市内事業者への周知や利用相談を商工会議所等と連携しながら実施し、設備投資を促進します。また、半島振興対策実施地域において固定資産税の不均一課税の措置を行います。

○企業誘致の推進

和歌山県と連携した取組や、市長によるトップセールスの誘致活動、関係団体等からの情報収集等を行います。

また、企業立地をより促進させるため、事業所等設置補助及び用地取得補助等の助成措置や税の優遇、融資制度の充実等、主に財政面での優遇措置を設けます。

さらに、企業立地の検討段階から実現段階に至るまで、ワンストップサービスの実施や相談体制の充実等、企業側の利便性を高めるサポート体制を整えます。

○農林漁業における取組（農林水産物等販売業を含む）

農業基盤整備や施設、機器の近代化を推進し、生産性の向上、付加価値の高い農作物の生産を支援します。また、遊休農地の解消のため、耕作者への支援に取り組むとともに、鳥獣被害を減少させるため、有害鳥獣捕獲事業を行うとともに、狩猟免許等取得事業により狩猟免許取得者の増加を目指します。さらに、地域の活性化促進団体等と連携し、販路拡大に向けた取り組みを支援します。

○商工業における取組

既存事業者に対する経営強化や意識改革等に向けた事業、新規開業の促進に向けた事業などに取り組み、商工会議所との連携のもと、中小企業及び個店の支援、商店街活性化の推進などを図ります。

○観光振興（旅館業を含む）に関する取組

既存の観光資源のブラッシュアップや情報発信、観光を切り口にした既存・新規事業による経済の活性化を推進します。また、外国人観光客受け入れ体制強化と熊野地域広域での連携強化を進めるとともに、国内外へのプロモーションの強化により観光客入込客数の増加につなげます。

○情報通信業（情報サービス業等を含む）における取組

当地域と都市圏との交通ネットワークは徐々には改善されているものの、未だ途上にあり、他地域から見て不利な状況にあることは否めない中、情報関連業や情報サービス業等は、これらの物理的な不利条件を受けにくい業種であるため、前述のとおり企業誘致を推進する中、本業種においても、同様に誘致に向けた取り組みを進めます。

(2) 和歌山県の取組

○租税特別措置の活用の促進

- ・ 過疎地域、半島振興対策実施地域において、不動産取得税及び事業税の課税免除や不均一課税がされています。また、工業用機械等の取得に係る特別償却制度についての活用の促進を図ります。

○企業立地促進の活用の促進

- ・ 企業立地促進法に基づく基本計画に設定された集積区域において、税の優遇措置として、不動産取得税の課税が免除されています。

○設備投資・雇用促進、産業育成の補助金等

- ・県では、ものづくり産業や情報等関連産業が工場・物流施設、試験研究・オフィス施設等の設備投資かつ新規雇用を行う場合を交付要件とした補助制度が設置されています。

○産業振興のための人材育成のための取組

- ・県内産業の振興を図るため、県内の工業高校に産学官の人づくりネットワークを構築し、優秀な人材を育成するとともに、県外に進学した大学生のUターン就職を促進するなど、産業を支える人材の育成・確保に取り組んでいます。
- ・技術講習会、研究会の開催及び企業人材の育成受け入れを進めていくとともに、大学、高専などと連携して地域の人材育成支援（技術者養成）を進めています。

(3) 関係機関の取組

・商工会議所の取組

経営相談やセミナー、講習会を開催し、人材育成の支援、商工振興のための活動等を行っています。また、各種イベントを実施し、地域活性化や異業種交流等の地域のネットワークづくりにも取り組んでいます。

・観光協会の取組

観光ガイド等をはじめとする観光情報の発信や観光案内所での観光客の受け入れを行っています。

・農業協同組合の取組

地域の活性化促進団体及び農産物（産品）加工組合等と連携し、市内で生産された食材を利用し農家レストランやAコープに提供する等、地産地消の取組を進めるとともに、地域の農産物のブランド化に向け取り組んでいます。

(4) 関係機関が連携して取り組む事項

・推進体制の構築

新宮市と商工会議所、観光協会とが連携を密にして、情報共有を図り、産業全般の振興に向けた推進体制を整えます。

・経営力の強化

新宮市と商工会議所とが連携し、事業所の経営力向上の促進に向けて、時宜に応じたセミナー等や情報発信に取り組めます。

・人材の確保

新宮市と商工会議所等とが連携し、次世代を担う若者の地元就業の促進に向けて、地元企業説明会の開催や、起業支援策の実施等に取り組めます。また、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき中高年齢者の就業促進を図ります。

・地域産品のブランド化

地域の活性化促進団体と農業協同組合等との連携のもとで、農作物の作付等を実施し、地域産品のブランド化に取り組めます。

・地産地消の取組

地域の活性化促進団体、農業協同組合、及び農産物（産品）加工組合等と連携し、市内で生産

された食材を利用し農家レストランやAコープに提供する等、地産地消の取組を行います。

・観光機能の強化

新宮市と観光協会、商工会議所、市内の商業者等とが連携して、まちなか観光推進による地域振興を図ります。

7. 計画の目標

計画の目標を下記のとおりとします。

(1) 設備投資の活発化に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規設備投資件数 (件)	4 件
--------------	-----

(2) 雇用・人口に関する目標 (令和2年度～令和6年度)

新規雇用者数 (人)	22 人
移住者数 (人)	47 人

(3) 事業者向け周知に関する目標 (毎年度)

①説明会の実施	・市内商工会議所の定期総会時等に税制の説明をする。
②Web 媒体等による情報発信	・市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報誌にて年1回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口に半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理等を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、必要に応じて次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人口（人）	30,159 人	29,548 人	29,117 人	28,629 人
生産年齢人口（人）	16,287 人	15,800 人	15,437 人	15,026 人
老年人口（人）	10,433 人	10,426 人	10,420 人	10,439 人
高齢化率（%）	34.6%	35.3%	35.8%	36.5%

資料：住民基本台帳（年度末時点）

【人口動態】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
自然増減（人）	▲247 人	▲307 人	▲256 人	▲299 人
社会増減（人）	▲276 人	▲304 人	▲175 人	▲189 人
全体（人）	▲523 人	▲611 人	▲431 人	▲488 人

資料：住民基本台帳（年度末時点）

【産業別事業所数及び従業者数】

区分	平成24年 活動調査		平成26年 基礎調査		平成28年 活動調査	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	2,520	14,660	2,515	15,584	2,397	13,369
A 農業, 林業	7	35	9	40	10	81
B 漁業	1	1	2	15	2	2
C 鉱業, 採石業, 砂 利採取業	-	-	1	23	1	27
D 建設業	208	1,250	199	1,250	180	1,110
E 製造業	114	1,108	107	922	96	626
F 電気・ガス・熱供 給・水道業	4	130	5	137	4	75
G 情報通信業	18	117	19	108	18	118
H 運輸業, 郵便業	41	600	42	608	44	568
I 卸売業, 小売業	785	4,169	746	3,816	709	3,417
J 金融業, 保険業	42	459	46	474	42	413
K 不動産業, 物品質 貸業	166	330	167	470	159	488
L 学術研究, 専門・ 技術サービス業	76	248	71	247	65	240
M 宿泊業, 飲食サー ビス業	411	2,078	410	2,079	418	1,944
N 生活関連サービス 業, 娯楽業	231	752	227	717	214	678
O 教育, 学習支援業	81	261	91	695	74	214
P 医療, 福祉	160	2,137	196	2,914	182	2,243
Q 複合サービス事業	18	117	20	208	19	188
R サービス業(他に 分類されないもの)	157	868	157	861	160	937

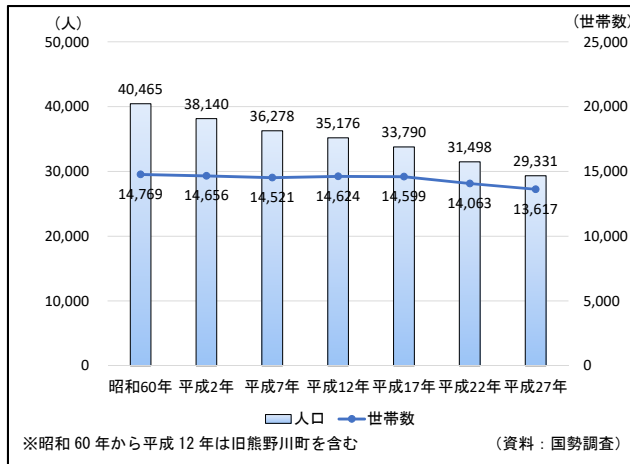
資料：経済センサス-活動調査・基礎調査

【観光入込客数】

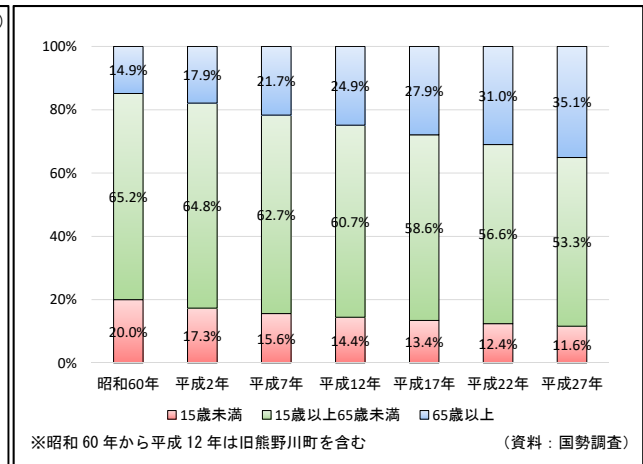
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
観光客総数	1,305,287 人	1,289,659 人	1,305,571 人	1,351,786 人
日帰り客	1,172,209 人	1,160,415 人	1,175,310 人	1,211,130 人
宿泊客	133,078 人	129,244 人	130,261 人	140,656 人

資料：観光客動態調査

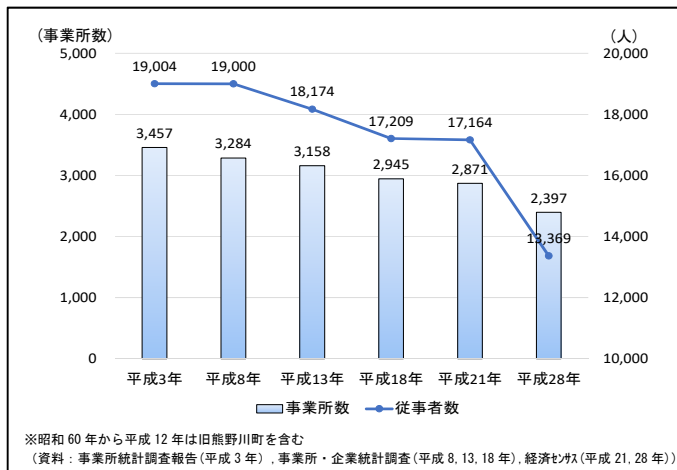
【総人口・世帯数の推移】



【年齢階層別人口構成比の推移】



【事業所数・従業者数の推移】



【産業別就業者数の推移】

